

令和 8 年度 沖縄市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託指定店 募集要領

1 事務概要

市長から預託された「沖縄市指定ごみ袋」及び「沖縄市粗大ごみ処理券」（以下「指定ごみ袋等」という。）を販売し、徴収した一般廃棄物処理手数料を納付する事務。

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日

3 指定要件

指定店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合する者でなければならない。

（1）相当量の指定ごみ袋等の販売が見込める者

※相当量とは：自社の小売店舗等以外で取引先（予定含む）が 5 店以上あり、年間のごみ袋販売量（予定含む）が 10,000 枚以上あること。

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、本市において一般競争入札等の参加を制限されていない者

（3）市税その他市に対する債務の履行を怠っていない者

（4）その他特に市長が適当と認める者

4 提出期間等

（1）提出期間

令和 7 年 12 月 26 日（金）～令和 8 年 1 月 15 日（木）午後 5 時 00 分まで持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び臨時の閉庁日（以下「休日」という。）を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとする。

（2）提出方法

持参又は郵送（いずれの方法でも提出期間内必着とする。）

郵送の場合は、書留郵便など配達の記録が分かる方法による。

（提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮し

た上で発送手続きを行うこと。)

5 提出書類

申請を行う者は、手数料徴収指定店申請書のほか下記書類を揃えて期日までに提出すること。

- (1) 営業概要書
- (2) 財務諸表又は最近の決算書
- (3) 事業所の案内図
- (4) 住民票の写し(法人にあっては、定款及び履歴事項全部証明書)
- (5) 滞納のない証明書
- (6) 印鑑証明書
- (7) 代表者の身分証明書(法人の場合は除く。)
- (8) その他市長が必要と認める書類

6 選定方法(事務局書類審査)

評価の合計点数が高い順に10者以内の業者を手数料徴収指定店として指定する。ただし、申請を行った者が10者以内の場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準(合計点数が満点の60%以上)に達しない場合は、指定店として指定しない。

※同点の場合は、評価項目4の「流通に関すること(販売量)」で順位付けする。評価項目4においても同点の場合は委員の採決による。

(1) 所在地について

市内業者優先発注(育成)の観点から本社等の所在地について評価する。

(2) 会社の規模について

企業の従業員数について評価する。

(3) 財務状況について

当期純利益・純損失について評価する。

(4) 流通に関すること(販売量)

指定ごみ袋の販売量により評価する。

(5) 流通に関すること(取引先店舗)

主な取引先等により指定ごみ袋等の販売が見込めるかについて評価する。

(6) 業務の理解度

本業務を行ったことがあるかどうかについて評価する。

●評価基準及び配点表

	評価項目	評価対象	配点
1	所在地	市内に本店有り又は、市内で個人営業	5
		市内に支店・営業所あり	
		市内営業所なし	
2	会社規模	従業員数 100 人以上	3
		従業員数 20~99 人	
		従業員数 1~19 人	
3	財務	当期純利益有り	2
		当期純損失有り	
4	流通(販売量)	販売量 50 万枚以上	5
		販売量 5 万以上~50 万未満	
		販売量 1 万~5 万未満	
5	流通(取引先)	主な取引先 (30 店以上)	5
		主な取引先 (10~29 店)	
		主な取引先 (5~9 店)	
6	理解度	本業務を継続して行っている	5
		過去に本業務を行っていた又は、他市町村での実績等	
		新規	
合 計			25

7 結果通知

審査結果は文書により通知するものとする。

8 委託料

仕様書の通り。

9 提出先及び問い合わせ先

沖縄市 市民部 環境課 クリーン係
担当 新垣
〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
電話番号 098-939-1212 (内線 2225)
ファックス番号 098-934-0609
電子メール a34clean@city.okinawa.1g.jp